

## 西川町教育委員会の教育に関する事務の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号 以下「法」という。)第27条の規定に基づき、西川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が実施する教育に関する事務の点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象と実施)

第2条 点検及び評価の対象は、前年度に教育委員会が実施した事務事業のうち、教育行政の推進上重要な事務事業として教育長が選定したもの又は評価委員会が必要としたものを運営状況及び事務事業の執行状況について行うものとする。

(評価委員の設置等)

第3条 教育委員会は、点検及び評価を行うにあたり、透明性及び客観性を確保するため、西川町教育事務評価委員(以下「評価委員」という。)を置く。

2 評価委員は、教育委員会の求めに応じ、点検及び評価について意見を述べるものとする。

3 評価委員は3名以内とし、教育に関し学識経験を有するもののうちから教育委員会が委嘱する。

4 評価委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠委員の任期は、残任期間とする。

5 評価委員は、再任することができる。

(町議会への報告)

第4条 教育委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、毎年町議会に提出するものとし、当該報告の後に町民に対し公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。